

林業公社だより

No.9

公益財団法人秋田県林業公社

令和6年(2024年)8月7日発行

〒010-0931 秋田市川元山下町8番28号(森林組合会館)【TEL】018-865-1101【FAX】018-865-1129
【URL】<https://akita-rk.sakura.ne.jp> 【E-mail】mail@akita-rk.sakura.ne.jp
【X(旧Twitter)】@ringyoukousya

ごあいさつ

理事長 齊藤 正喜

(秋田県 農林水産部 次長)

令和6年4月1日付けで理事長に就任いたしました。皆様には、日頃から当公社の運営について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る6月に開催されました理事会及び評議員会におきまして、令和5年度事業報告ならびに収支決算が承認されましたので、概要を報告いたします。



秋田市河辺岩見字由小屋公社林

令和5年度は、物価高騰等を背景とした住宅着工戸数の伸び悩みを受けて、原木の販売に苦慮した年となりましたが、販路の多様化を図った結果、間伐材の販売収入が計画を上回るなど、事業計画は概ね達成することができました。

今年度は、林業を取り巻く情勢は、依然として予断を許さない状況が続いておりますので、原木の需要動向を見極めながら収穫間伐の実施に取り組むとともに、この4月から開始したJ-クレジットの販売を進めること等により、収益の確保に努め、経営の安定化を図ってまいります。

近年、気候変動対策や生物多様性保全の観点から、森林の果たす役割は高く評価されています。当公社といたしましては、間伐等の適切な森林整備を通じて、二酸化炭素吸収や国土保全、水源かん養など、森林による公益的機能の更なる発揮に貢献できるよう、事業計画の達成に向け、引き続き努力してまいりますので、今後とも一層の御理解と御協力をお願いいたします。

公社の組織体制

○役員等：評議員 5名、理事 6名（うち理事長 1名、専務理事(事務局長を兼務) 1名）
監事 2名、会計監査人 1名 ※専務理事以外は非常勤

○職員：14名

総務課 3名（課長 1名、職員 2名）

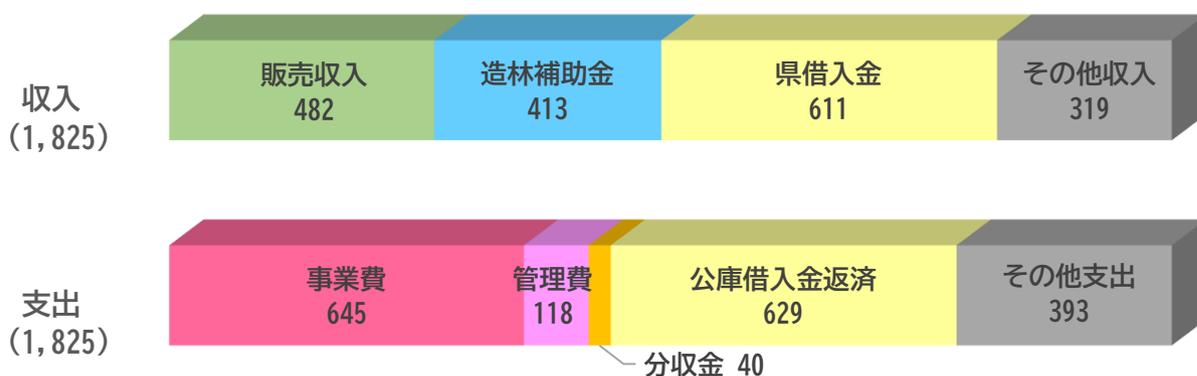
業務課 11名（課長 1名、職員 7名、嘱託 3名）

令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

項目		令和5年度実績		令和6年度計画	
		事業量	事業費(円)	事業量	事業費(円)
保育事業	間伐	41.05 ha	7,983,800	82.34 ha	15,290,000
収穫事業	収穫間伐	745.70 ha	601,223,298	680.63 ha	444,265,000
	販売委託	50,509 m ³	24,649,910	34,526 m ³	16,964,000
付帯事業	作業道開設	5,566 m	10,912,000	14,400 m	29,724,000
	道路補修	0 箇所	—	19 箇所	3,762,000
主伐事業	主伐	25.13 ha	33,849,200	31.00 ha	—

令和5年度収支状況

単位(百万円)



トピックス

1 森林環境税と森林環境譲与税について

「森林環境税」と「森林環境譲与税」は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性を踏まえ、市町村及び都道府県が実施する、森林の整備及びその促進に関する施策に充てるため創設されました。

「森林環境税」は、令和6年度から、国内に住所のある個人に対して年額1,000円が課税され、市町村が個人住民税と併せて徴収します。

「森林環境譲与税」は、国が、私有林人工林面積、林業就業者数、自治体の人口に応じて、都道府県と市町村に譲与しています。用途については、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

秋田県内においては、民有林経営管理の集約化計画の作成や、航空レーザー計測等を用いた境界確定などに森林環境譲与税が用いられています。

2 相続登記の義務化について

これまで任意だった相続登記が、令和6年4月1日より義務化されております。

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をする必要があり、遺産分割で不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をする必要があります。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

なお、正当な理由がないのに相続登記を怠ると10万円以下の過料の対象になります。相続登記が済んでいないと、公社が地上権の延長登記を行う際、手続きを円滑に行うことができませんので、相続登記の速やかな実施について御協力をお願いします。

経営改善への取組状況

当公社では、長期的な公社経営の改善を図るため、契約者の皆さまの御理解と御協力のもと、契約期間の見直しなどを進めています。

第11次長期経営計画（令和5年3月策定）に基づく、令和5年度から令和9年度までの計画及び実績は次のとおりです。

① 契約期間の延長（契約期間65年以下を80年に延長）

年度	～R4	R5	R6	R7	R8	R9	計	最終目標
目標(ha)	—	20	20	20	20	20	26,320	26,453
実績(ha)	26,220	22	—	—	—	—	26,242	—
達成率(%)	—	110	—	—	—	—	99	—

② 分収割合の変更（土地所有者4割：林業公社6割の分収割合を、3割：7割の分収割合に変更）

年度	～R4	R5	R6	R7	R8	R9	計	最終目標
目標(ha)	—	20	20	20	20	20	19,094	19,477
実績(ha)	18,994	20	—	—	—	—	19,014	—
達成率(%)	—	100	—	—	—	—	99	—

③ 針広混交林化・広葉樹林化施業の同意（針広混交林や広葉樹林に転換させる施業の同意取付）

年度	～R4	R5	R6	R7	R8	R9	計	最終目標
目標(ha)	—	20	20	20	20	20	13,423	14,170
実績(ha)	13,323	20	—	—	—	—	13,343	—
達成率(%)	—	100	—	—	—	—	99	—

④ 除地協定の締結（今後施業を行っても採算が見込めない、生育の不十分な森林を除地とする協定を締結）

年度	～R4	R5	R6	R7	R8	R9	計	最終目標
目標(ha)	—	40	40	40	40	40	1,793	1,904
実績(ha)	1,593	22	—	—	—	—	1,615	—
達成率(%)	—	55	—	—	—	—	90	—

各地区担当職員

地域	市町村	担当職員
県北	鹿角市、小坂町	渡邊(直)
	大館市、北秋田市、上小阿仁村	鈴木
	能代市、三種町、八峰町、藤里町	
中央	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、井川町	森合
	由利本荘市、にかほ市	鎌田
県南	大仙市、仙北市、美郷町	佐藤
	横手市	福田
	湯沢市、羽後町、東成瀬村	

契約者の皆様へのごお願い

☆地上権変更登記へのご協力について

公社との契約期間を 80 年に変更した契約地のうち、不動産登記における地上権の存続期間が当初の 50 年のままととなっている契約地について、公社が、地上権を 80 年に変更する登記手続きを進めております。

地上権の登記手続きには、提出書類への土地所有者の押印や印鑑登録証明書等の添付が必要となりますので、公社から書類提出等の依頼通知が届いた際には、お手数をお掛けしますがご協力をお願いいたします。

☆契約名義人等の変更に関するご連絡について

次のような場合は、上記の各地区担当職員へご連絡ください。

- ◇相続等による契約名義人の変更
- ◇代表者の変更（共有地や組合、会社等の法人で契約の場合）
- ◇住所や電話番号の変更

これらについて届出が無いと、分収金の交付や地上権変更登記等の手続きに支障が生じますので、該当する事項がございましたら速やかにご連絡くださるようお願いいたします。

連絡先電話番号 018—865—1101



ドローンを使って撮影した公社林



間伐材の検尺状況